

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 栃木市 (都道府県: 栃木県)
本事業の担当部局名 地域振興部地域政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	栃木市結婚新生活支援事業		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		事業開始年度	平成 28 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	15,000,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 「栃木市総合計画」における人口減少克服・地方創生の分野において具体的な施策をとりまとめた「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その基本目標の1つに「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを掲げている。 令和2年3月に第2期の「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した際のアンケート調査では、未婚者の80.7%が将来結婚する意思があると回答しているにも関わらず、結婚しない理由として「異性との出会いがない」「経済的な理由」が上位を占めていることが分かっている。 また、本市の自然動態の推移としては、平成11年から自然減が続き、自然減の数は長期的にみると増加傾向にある。合計特殊出生率については、令和3年で1.18と、全国(1.30)や栃木県(1.31)と比較し、低い状況にある。現在の日本における人口置換水準である2.07と比較すると、本市の合計特殊出生率はかなり低い状態にあり、対策を講じる必要がある。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 アンケート調査で分かる結婚しない理由の対策として、結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント等の開催や、新婚世帯に対する住居費等の補助事業による経済的負担の軽減を目指す。 また、時代とともに結婚観、夫婦や家族のあり方も変化する中、結婚に対する希望をかなえるため、栃木県の「とちぎ結婚支援センター」の紹介や連携した事業を展開するとともに、妊娠出産・子育て支援の充実を図る。 <本個別事業の位置付け> 本事業については、「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に位置づけられ、策定時のアンケート調査では、本市の独身者の結婚願望は80.7%、希望する子どもの数は1.8人となっており、何らかのきっかけがあれば好転していく状況にある。そのため、平成28年度より本事業を開始し、継続事業であることや対象条件の緩和等もあり、申請件数は5件(H28年度)から37件(R4年度)と増加傾向にある。婚姻に伴う経済的負担を軽減し、晩婚化及び少子化の抑制を図る。							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☐	各費用に係る合計が60万円	☒	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	☒	家賃	☒	住宅購入費用	☐	リフォーム費用	☒	引越費用
	【継続補助】							
継続補助規定の有無 有								
※(注)3								
【その他独自要件】								
・市税の滞納がないこと ・暴力団員でないこと ・リフォーム費用は対象外								

2. 申請見込

①新規世帯見込

40

世帯

②継続世帯見込

10

世帯

上記のうち

ともに29歳以下

世帯

その他

40

世帯

【世帯数積算根拠】

【新規】40件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)=12,000千円・・・①

【継続】10件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)=3,000千円・・・②

【合計】①+②=15,000千円

令和4年度実績 33件 7,481,000円

※令和5年度より合計所得が500万円未満に条件が緩和されたための申請者の増を見込む。

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)

0

世帯 × 600,000 円 = 0 円

(その他)

40

世帯 × 300,000 円 = 12,000,000 円

(継続補助)

3,000,000 円

合計

15,000,000 円

<積算>

左記上限額のとおり

【令和5年度申請状況】

実施中

申請世帯数見込

50

世帯

～12月(実績)

20

1月～3月(見込)

30

3. 広報の実施予定

市の関連窓口に案内チラシを設置(移住定住相談時、婚姻届提出時等に配付)

市広報紙、ホームページ、SNS、ラジオ番組(コミュニティFM)等での制度周知

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	第2次栃木市総合計画前期基本計画における目標		—	上昇 (2027年)	1.18 (2021年)
	合計特殊出生率 1.24(令和2年度)→上昇(令和9年度)				
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.18 (2021年)	
	婚姻件数		件	478 (2022年)	
	婚姻率			3.06 (2022年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	89.1 (令和5年3月末日)
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	42.8 (令和5年3月末日)
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	70	71.4 (令和5年3月末日)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	栃木県の公共施設等でのチラシ・申請書配布を行うとともに、県のホームページ等での広報を行う。栃木県(未来クラブ)が実施する若者ライフデザイン支援事業では、ライフデザイン冊子の作成報告会を共催する。また、栃木県結婚コンシェルジュ事業等においては、企業間交流イベント等を他市町と連携して実施する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	地元不動産業者に対し、チラシ配架等について協力して頂くことで幅広く対象世帯に情報を提供する。 栃木市フードパレー協議会等に参画する民間事業者に対して、栃木県結婚支援コンシェルジュ事業制度の説明と加入促進を目的として、案内を実施する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。